

平成 21 年度 新宿区教育委員会の権限に
属する事務の管理及び執行の状況の点検
及び評価（平成 20 年度分）報告書

平成 21 年 9 月
新宿区教育委員会

目 次

- 第 1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価・・・・・・・・・・ 1

- 第 2 平成 21 年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び
評価の実施方針について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 第 3 平成 20 年度新宿区教育委員会の活動の概要について・・・・・・・・・・ 2

- 第 4 平成 20 年度教育委員会基本方針及び基本方針に基づく主要事業・・・・・・・・ 3

- 第 5 平成 20 年度教育委員会の基本方針に基づく主要事業の点検及び
評価について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

- 第 6 点検及び評価に関する学識経験者からの意見・・・・・・・・・・・・・・・・ 36

第1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、平成20年度から、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育委員会自らが点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられました。また、点検及び評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する知見の活用を図るものとしてされました。

新宿区教育委員会では、平成21年第6回定例会において議決した「21年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について」に基づき、点検及び評価を実施します。

第2 平成21年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

1 趣旨

教育委員会が、教育に関する事務及び執行状況を点検及び評価し、課題や今後の改善の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。また、点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、議会に報告するとともに、公表することにより、区民への説明責任を果たし、信頼される教育行政の推進を図る。

2 実施方法

- (1) 平成20年度新宿区教育委員会「基本方針」に基づく主要事業を対象とし、点検及び評価を行う。
- (2) 点検及び評価は、平成20年度の主要事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の方向性を示すものとし、年1回実施する。
- (3) 事務事業の進捗状況等を取りまとめ、学識経験者の意見を聴取した上で、教育委員会において点検及び評価を行う。
- (4) 学識経験者は、教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。
- (5) 教育委員会で点検・評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を区議会へ報告する。また、報告書は公表するものとする。

第3 平成20年度新宿区教育委員会の活動の概要について

新宿区教育委員会の会議は原則として毎月第一金曜日に定例会を開催し、必要に応じ臨時会を開催しています。平成20年度は、定例会12回、臨時会11回を開催し、議案69件、協議7件、報告76件について審議等を行いました。

新宿区教育委員会は、新宿区の教育行政の基本となる「教育目標」と、この目標を達成するための「基本方針」を策定しています。平成20年度は、教育基本法、学校教育法の改正で示された趣旨や子どもの望まれる資質等について審議を行い、自律性、自他の敬愛、社会形成への参画の要素を加えるなど、「教育目標」の一部改正を行いました。「基本方針」は、前年度まで5つでしたが、生涯学習関連部門の事務事業が移管されたため、生涯学習関連の各項目が入っていた基本方針を削除し、全体で4つの基本方針に改めました。また、新たに「法教育」「環境教育」の推進の2項目を追加するとともに、日本語サポート指導、各学校で進める「授業改善推進プラン」、地域協働学校（コミュニティ・スクール）の研究による開かれた学校づくり、いじめ相談専用電話「新宿子どもほっとライン」などの取り組みについて新たに加えております。

このように、これまで新宿区教育委員会では、「教育目標」を達成するための「基本方針」のもと総合的に教育行政を推進してきました。一方、約60年ぶりに教育基本法が改正され、新しい時代の教育の理念が明示され、また学校教育法など教育三法が改正されるなど教育制度の大幅な改正が行われました。また、子どもの「確かな学力」の育成や規範意識の向上のほか、学校・家庭・地域が一体となり子どもの育ちを支える仕組みづくり、家庭の教育力向上への支援など、新たな課題に取り組むことが求められています。

こうしたことから、平成21年3月に、今後の取り組むべき課題を整理し、新宿区の目指す教育と、その実現のための施策や事業を総合的かつ体系的に明らかにすることを目的とした「新宿区教育ビジョン」を策定しました。

「新宿区教育ビジョン」では、新宿区の目指す教育として3つの柱と14の課題を掲げるとともに、平成21年度から5年間の教育行政の基本施策と3年間の個別事業について明らかにしています。新宿区教育委員会は、未来を担う新宿区の子どもたちが夢と希望をもち成長していけるよう、学校・家庭・地域の連携を図りながら、教育ビジョンの実現に取り組んでいきます。

なお、新宿区教育委員会は、教育行政の一層の充実と教育委員会の活性化を図る観点から、委員定数が増となり、平成20年12月8日より、6名の委員により組織されることとなりました。また、教育委員会事務局は、平成20年度の組織改正に伴い、学校教育を中心とした教育行政をより迅速かつ的確に行う組織として整備し、生涯学習、文化（文化財保護を除く）、スポーツなどの生涯学習関連部門を地域文化部に、子育て支援事業の一部を子ども家庭部に移管しております。

第4 平成20年度教育委員会基本方針及び基本方針に基づく主要事業

1 基本方針

基本方針1 心身ともに健康で、人間性豊かな区民の育成

- (1) さまざまな教育の機会を通じて、同和教育、男女平等教育、国際理解教育などを推進し、人権尊重への正しい理解と認識を深めるように努める。
- (2) 日本や世界の文化・伝統に触れる機会の充実を図り、郷土に対する愛着や誇りをはぐくむとともに、多様な文化に対する理解を深め、平和を願う心と広い視野をもって共に生きる資質や能力を育成する。
- (3) 子どもたちが豊かな自然体験、人や社会とのかかわりを通して、自然や生命を尊重する心をはぐくむとともに、公共の精神や規範意識、ボランティア精神などへの理解を深め、人間性豊かな自立した社会人として成長できるよう、「心の教育」の一層の充実を図る。
- (4) 体力の向上を目指した教育、「食の教育」や生活習慣改善の取り組みを通じて、心身の発達や健康状態を的確に把握するとともに、困難やストレスを自ら克服できるよう、健康でたくましい心と体づくりを進める。
また、性や薬物等に対する知識と判断力を身に付け、正しく行動できる態度を養う。
- (5) 職業体験や社会人と接する機会となる体験活動を活かし、学校の教育活動全体を通して、発達段階に応じた望ましい勤労観や職業観を育成するキャリア教育を推進する。
- (6) 個人の尊厳、自由、公正等、法の基礎にある理念や原則を学ぶ法教育を推進し、誰もが自己実現できる自由で公正な民主主義社会の実現のため、他者と共生でき、自らが社会の主体者として行動できる資質を養う。
- (7) 環境への負荷をできるだけ少なくし、持続可能な社会を作っていくため、身のまわりから地球全体にいたる環境問題に対する理解を深め、主体的に考える環境教育を推進し、環境保全に寄与する態度を養う。

基本方針2 生きる力、確かな学力をはぐくむ学校教育の充実

- (1) 児童・生徒一人ひとりの個性や可能性を伸ばし、「生きる力」をはぐくむ視点から、多様な学習活動の工夫と個に応じたきめ細かな指導を徹底し、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図り、確かな学力を育成する。
- (2) 生涯を通じて社会の変化に主体的に対応できるよう体験的な学習や問題解決的な学習を推進し、自ら課題を見つけ、自己の考えや思いを表現し、的確に伝える能力をはぐくむとともに、自学自習の態度を養う。
- (3) 少人数学習指導を充実させ、児童・生徒の実態や各学校の課題に対応するため、「確かな学力推進員」を配置するとともに、年間を通したゆとりある教育課程の編成と各校の教育目標に沿った特色ある学校づくりを推進する。

- (4) 国際社会において必要な実践的コミュニケーション能力を育成するため、外国語活動・外国語教育を推進する。
また、日本語の習得が十分でない幼児・児童・生徒に対して指導員を派遣し、日本語や学校生活への適応指導を充実する。
- (5) 児童・生徒にとってわかりやすい授業が行われるよう、各学校で「授業改善推進プラン」の作成、実施、評価及び改善を行う。
また、「授業改善推進員」を派遣し、学校内の人材育成支援や校内研修を活性化し、教員の授業力の向上を図る。
- (6) 子どもが進んで読書に親しみ、豊かな情操をはぐくむとともに、学習の基礎となる言語の能力や読解力が身に付くよう、学校図書館の活用を一層進め、学校教育における読書活動を充実する。
- (7) 情報社会における正しいルールやマナーを身に付け、必要とする情報を正しく収集、選択、活用できる能力を育成するため、コンピュータなどの情報通信技術を効果的に活用した教育活動を展開する。
- (8) 生涯を通じて文化・スポーツに親しむことのできる資質の基礎を培うため、学校教育における文化・芸術活動や体育・スポーツ活動の充実を図る。
- (9) 幼稚園・保育園などと小学校並びに小学校と中学校において、発達段階に応じた計画的な教育を推進するため、教員間の相互交流や指導方法の調査・研究を通じ、学習指導、生活指導や学校運営などに係わる継続的な連携教育の充実を図る。

基本方針 3 魅力ある教育環境づくりの推進

- (1) 就学前の子どもに対する幼児教育の機会を充実するため、公私立幼稚園が共存共栄、切磋琢磨する関係の構築や、幼稚園と保育園の連携・一元化をさらに進めるとともに、幼稚園の適正規模化の検討を行い、幼児教育内容の充実と教育環境の整備を図る。
- (2) 児童・生徒や地域の実態等を踏まえた適切な学校経営を行うため、学習等に関する意識調査を含めた学校評価や学校評議員制度の充実を図るとともに、地域協働学校（コミュニティ・スクール）についての研究の成果を踏まえて、地域に開かれた学校づくりを推進する。
- (3) 学校情報の公開や公開授業の実施、適切な学校関連情報の提供により、子どもや保護者が自らの判断と責任で子どもに適した学校を主体的に選択できるよう、学校選択制度の充実を図る。
- (4) よりよい教育環境をつくるため、学校の適正配置を推進する。
また、児童・生徒の学習や生活の場としてふさわしい、地域開放にも配慮したゆとりと潤いのある学校づくりを進めるため、学校の施設・設備の計画的な整備に努める。
- (5) 児童・生徒が学校や地域を学びや生活の場として、安心して活動できるよう支援するとともに、危険予知・危機回避能力を育成するための安全教育の充実を努める。
- (6) いじめや虐待、不登校などでメンタルケアを必要とする幼児・児童・生徒をサポートするため、学校などにおける指導體制の整備と「新宿区子ども家庭サポートネットワーク」における関係諸機関との連携を強化するとともに、「新宿子どもほっとライン」や教育センターでの教育相談の充

実を図る。

また、いじめや不登校、自殺、問題行動等への早期対応や相談体制のあり方、防止プログラムに関する調査・研究の充実を図る。

- (7) LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、高機能自閉症等を含め、障害のある幼児・児童・生徒が、その能力・特性等を最大限に伸ばし、成長・発達していけるよう、それぞれの障害及び教育ニーズに応じた適切な教育環境の整備と学校内の指導体制の充実を図る。

また、特別支援教育センターを中心とした指導・巡回相談を充実するとともに、福祉・保健・医療等関係機関と連携・協力しながら、乳幼児期から学校卒業まで一貫した、適切な教育的支援を行う。

- (8) 学校経営を支える教員の資質・能力の育成、健康の保持・増進を図るため、教員一人ひとりの経験や適性に応じた研修の充実や教員のメンタルヘルスサポート体制の整備に努める。

また、教員が子どもと向き合う時間を確保するため、校務の効率化の取り組みを進める。

基本方針 4 学校・家庭・地域の連携強化と区民が学ぶ環境整備

- (1) 子どもたちの健やかな成長を目指し、学校・家庭・地域社会が各々の役割と責任を十分果たせるよう支援するとともに、様々な地域資源との連携を図りながら、相互の教育力の向上を図る。

- (2) 地域特性を活かした教育活動を展開するため、学校に「スクールスタッフ新宿」や「学校ボランティア」を派遣するとともに、学校の教育活動や運営に保護者、スクール・コーディネーター、地域人材並びに学校評議員の活用を図り、家庭及び地域の教育力との相互支援による教育を推進する。

- (3) 保護者が、家庭教育における自らの役割や重要性を自覚し、責任と自信をもって子どもを育て、必要なしつけや学習への動機づけができるよう学習機会を拡充する。

また、学校やPTA活動への参画意識を高められるよう、保護者への積極的な働きかけを行うとともに、PTAの主体的活動を支援する。

- (4) 安全・安心な環境づくりを目指して、子どもを見守る地域の取り組みを支援するとともに、子どもたちが社会の一員として活動できるよう、地域活動の充実とネットワーク化に努める。

- (5) 新しい時代にふさわしい図書館としての今後の基本的なあり方の検討を進めるとともに、区民の自主的な学習を支援し、地域に役立つ情報センターとしての機能を高め、情報技術の活用やレファレンス機能の強化など、利用者サービスの充実を図る。

- (6) すべての子どもたちがあらゆる機会、あらゆる場所で本とふれあえるよう読書環境を整備するとともに、学校図書館などと連携して子どもの読書活動を推進する。

- (7) 区民が郷土の歴史と文化に対する理解を深め、地域文化の向上に寄与できるよう、文化財の保護に努めるとともに、文化財と歴史博物館資料の教育資源としての活用に努める。

- (8) 区民が生涯にわたって主体的に学び、文化やスポーツに親しむとともに、地域の自治力が養われるよう、関係諸機関等との一層の連携を図る。

2 基本方針に基づく主要事業一覧

基本方針1 心身ともに健康で、人間性豊かな区民の育成
(1) 「心の教育」の充実 (2) 食育の推進 (3) キャリア教育の推進
基本方針2 生きる力、確かな学力をはぐくむ学校教育の充実
(1) 確かな学力の育成 (2) 外国人英語教育指導員の配置 (3) 日本語サポート指導 (4) 連携教育の推進 (5) 特色ある教育活動の推進
基本方針3 魅力ある教育環境づくりの推進
(1) 地域との協働連携による学校運営 (2) 幼稚園と保育園の連携・一元化 (3) 私立幼稚園保護者の負担軽減 (4) 特別支援教育の推進 (5) 学校選択制の推進 (6) 学校適正配置の推進 (7) 学校施設の計画的整備(西戸山地区中学校) (8) 学校施設の改善 (9) 中長期修繕計画に基づく施設の維持保全 (10) 学校運動場の芝生化
基本方針4 学校・家庭・地域の連携強化と区民が学ぶ環境整備
(1) スクール・コーディネーターの活動 (2) スクールスタッフの活用 (3) 家庭の教育力の向上 (4) 家庭の教育力向上支援 (5) 子ども安全ボランティア活動の推進 (6) 絵本でふれあう子育て支援事業 (7) 子ども読書活動の推進 (8) 図書館サービスの充実 (9) 障害者への朗読・配本サービス (10) 新しい中央図書館のあり方の検討

第5 平成20年度教育委員会の基本方針に基づく 主要事業の点検及び評価について

事業評価シートの見方

- | | |
|---------------------|--|
| ・事業概要 | 事務事業の主な内容について記載しています。 |
| ・平成20年度の
取り組みの状況 | 事項別に平成20年度の実績を記載しています。
また、新宿区実行計画事業については、成果指標の目標・
達成状況について記載しています。 |
| ・今後の課題・取
組みの方向 | 事務事業の課題と平成21年度以降の改善点など取り組み
の方向について記載しています。 |

基本方針 1 心身ともに健康で、人間性豊かな区民の育成

事業名 (1) 「心の教育」の充実

担当課 教育指導課

事業概要

子どもたちが豊かな自然体験、人や社会とのかかわりを通して、自然や生命を尊重する心をはぐくむとともに、公共の精神や規範意識、ボランティア精神などへの理解を深め、人間性豊かな自立した社会人として成長できるよう、「心の教育」の一層の充実を図ります。

小・中学校における道徳授業地区公開講座を全校で実施するとともに、「いのちの教育」を推進します。

さらに、スクール・コーディネーター及び地域の人材と連携した道徳教育を実践します。

平成20年度の取り組みの状況

1 道徳授業地区公開講座

(1) 実施状況

小学校29校(全校) 中学校11校(全校)

(2) 出席者数

小学校	教員539名	保護者3364名	地域住民 256名	計	4159名
中学校	教員243名	保護者 381名	地域住民 104名	計	728名
				合計	4887名

2 「いのちの教育」の実践授業

(1) 内容 小学校の実践事例 (6事例)

(2) 作成部数 600部

(3) 配布先 幼稚園、子ども園、中・特別支援学校 各1部

小学校 教員数分

(4) 活用の促進 夏季集中研修及び「いのちの教育」の公開授業で活用しました。 小・中学校 4校実施

今後の課題・取り組みの方向

道徳授業地区公開講座については、小・中学校で実施するとともに、道徳教育推進教師(*)を中心とした心の教育の一層の充実を図っています。今後、道徳授業地区公開講座の開催の仕方を工夫したり、スクール・コーディネーター及び地域人材と連携した道徳教育を工夫して、「心の教育」の推進を図っていきます。また、研修会及び研究授業を通して、「いのちの教育」の推進を図っていきます。

(*) 道徳教育推進教師・・・各学校に置く、道徳教育の推進を主に担当する教員。

基本方針 1 心身ともに健康で、人間性豊かな区民の育成

事業名 (2) 食育の推進

担当課

教育指導課

事業概要

食の重要性について理解を図り、適切な食習慣を身につけさせることが重要です。学校における食育を充実させるため、各学校（園）で食育推進リーダーを指名し、校園内の指導体制を整備し、食の教育全体計画に基づく実践を推進します。

平成20年度の取り組みの状況

- 1 食育推進リーダー
各校（園）の食育推進リーダーを指名しました。
 - 2 食育実践事例集の作成
各学校（園）の実践を進めるための食の教育に関する実践事例集を作成しました。
- (1) 内容 幼稚園・子ども園の実践事例（22事例）
小学校の実践事例（29事例）
中学校・特別支援学校の実践事例（12事例）
- (2) 作成部数 700部
- (3) 配布先 幼稚園、子ども園、小・中・特別支援学校 各10部
- (4) 活用の促進 第2回食育推進リーダー連絡会で実践事例の報告を行い、活用の促進を図る。

成果指標	計画策定時（平成19年度）	達成状況（平成20年度）	目標（平成23年度）
食育推進リーダーを中心とした食に関する指導	食育推進リーダーは平成20年度から実施	全校実施	全校実施

今後の課題・取り組みの方向

食育推進リーダーを中心として、学校・家庭が協力した食育の充実を図りました。また、食の教育に関する実践事例集を作成したり、推進リーダー連絡会を開催しました。今後は、一層、食育推進リーダーを中心とした食育に関する指導の普及・啓発を行います。

基本方針 1 心身ともに健康で、人間性豊かな区民の育成

事業名 (3) キャリア教育の推進

担当課 教育指導課

事業概要

学校の教育活動全体を通じて、発達段階に応じた望ましい勤労観や職業観をはぐくむことが大切です。

このため、子どもが、社会の一員であることを認識し、自己の個性を理解し、最もあった進路を主体的に選択できるようキャリア教育を行います。中学2年生の「職場体験」については、より効果的で理解を深める学習となるよう、体験内容の充実に取り組んでいます。

平成20年度の取り組みの状況

1 職場体験の実施

(1) 実施校数 11校(3日間から5日間)

(2) 実施時期

7月	1校	夏季休業中	3校
8月	1校	9月	3校
11月	2校	1月	1校

(3) 実施学年 第2学年

(4) 受け入れ事業所数 420所

2 職場体験発表会

(1) 実施日・場所

平成20年12月20日(土) 四谷区民ホール

(2) 内容

学校・地域・保護者等を対象とした「中学生の職場体験発表会」を開催
生徒が体験したこと、学んだこと、感じたことなどをスライドショーや劇を交えて発表。

今後の課題・取り組みの方向

職場体験が、生徒の社会性の育成や進路指導につながっています。職場体験発表会などの取り組みにより、受け入れ事業所への活動内容の周知を図り、徐々に受け入れ先が広がってきました。今後は、引き続きキャリア教育の充実に向け、全中学校(2学年)が5日間(前後のあいさつを含む)の職場体験を継続し、さまざまな分野で体験できるよう、地域協働の観点から地域との連携を強化し、受け入れ事業所の拡大を図ります。

基本方針2 生きる力、確かな学力をはぐくむ学校教育の充実

事業名 (1) 確かな学力の育成

担当課 教育指導課

事業概要

少人数学習指導の充実に加え、学校運営の様々な課題への対応が増す中で、区費講師を全校に配置することにより、各学校の実情に応じたきめ細かい指導の徹底を図ります。

また、国や都で実施する学力調査の結果から子どもたちの学力を的確に把握し、その検証に基づいて学校は、授業改善推進プランを作成し、子どもにとって分かりやすい授業を提供できるよう授業改善を推進します。

さらに、授業改善推進員(*)を派遣し、新規採用教員等若手教員や指導力に課題のある教員への基本的な指導や学級経営等の具体的な指導を行い教員の授業力の向上を図っています。

(*)授業改善推進員・・・本区で校長の学校経営への支援や教員の指導を行うため、各学校へ派遣する専門職。

平成20年度の取り組みの状況

- 1 確かな学力推進員（区費講師）の配置
小学校 34人 中学校 16人 特別支援学校 1人 計 51人
- 2 授業改善推進プランの作成
文部科学省の「学力・学習状況調査」、東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」を分析し、8月中にすべての学校において、「授業改善推進プラン」を作成し、保護者会等で説明しました。
- 3 授業改善推進員（6人）の派遣
派遣実績 新任教員 年4回 2・3年次教員 年9回
4年次教員 年1回程度
- 4 「確かな学力の育成に関する意識調査」の実施
意識調査の結果を分析し、報告書の作成を行うとともに、区教育委員会のホームページにて公開をしました。

成果指標	計画策定時（平成19年度）	達成状況（平成20年度）	目標（平成23年度）
授業が分かりやすくなったと感じる児童・生徒の割合	60.6%	60.0%	70%

今後の課題・取り組みの方向

各学校の状況や課題に対応するため、確かな学力推進員を引き続き、全校配置します。また、現在、中学校が実施している放課後等の補習における確かな学力推進員の活用や小学校の補習における活用についても検討を進めます。

「確かな学力の育成に関する意識調査」や「全国学力・学習状況調査」及び東京都の「児童・生徒の学力向上を図るための調査」を分析するなど、授業改善推進プランの作成と授業改善に活用しています。

今後、授業改善推進員等による授業力向上への支援を、若手教員だけでなく指導に課題のある教員等にも一層、広げていくことが課題です。

基本方針2 生きる力、確かな学力をはぐくむ学校教育の充実

事業名 (2) 外国人英語教育指導員の配置

担当課 教育指導課

事業概要

区内小学校及び中学校における英語活動や英語授業等に教員の助手として外国人英語教育指導員を配置し、外国語教育の充実を図るとともに、国際交流等国際理解教育の推進に寄与しています。中学校においては、英語によるコミュニケーション能力の育成を図るために、外国人英語教育指導員による生きた英語指導を実施しています。

また、外国人英語教育指導員は、指導の手引きや指導教材の作成、スピーチコンテスト・英語劇の指導助言を行います。

平成20年度の取り組みの状況

業者委託を行い、各学校に講師を派遣しています。

1 中学校の状況

- (1) 配置校数 11校(全校)
- (2) 時数 各学年 年間平均100時間程度

2 小学校の状況

- (1) 配置校数 29校(全校)
- (2) 時数 各学級年間平均22時間程度
- (3) 実施状況
すべての学校、すべての学年で実施
第5学年及び第6学年で年間35時間実施した学校 8校
年間平均指導時数(1学級あたり)
1年(12.2時間)、2年(12.4時間)、3年(17.8時間)
4年(18.2時間)、5年(25.9時間)、6年(26時間)

今後の課題・取り組みの方向

担任と外国人英語教育指導員が協力して行う授業の進め方について「新宿区立小中英語連携カリキュラム(平成21年3月)」を発行し、周知することができました。今後は、教員の指導力の向上が課題です。このため、作成した「新宿区立小中英語連携カリキュラム」を活用し、学習指導要領の主旨に基づく指導内容・方法の徹底とともに、区教委が主催する小学校英語活動指導法研修会等の研修や退職校長や指導主事による指導・助言を行っていきます。また、連携を意識した各小中学校での外国語活動や英語活動を実践し、外国語活動の充実を図っていきます。

基本方針2 生きる力、確かな学力をはぐくむ学校教育の充実

事業名 (3) 日本語サポート指導

担当課 教育指導課

事業概要

外国等から編入学してきた幼児・児童・生徒などが日本語の授業を理解できるように、学校へ日本語適応指導員を派遣し、日本語及び学校生活に関する適応指導を行います。
また、教育センターにおけるセンター方式による初期指導やNPO等の関係機関との連携による個に応じた日本語教育の充実を図っています。

平成20年度の取り組みの状況

- 1 日本語サポート指導
 - (1) 教育センターにおける日本語サポート教室【初期指導】
教育センターに指導員を配置して、児童・生徒が通所して、日本語の初期指導を受けています。
一日3時間を基本として、10日間程度を目安にしています。
〔児童・生徒数〕 小学生9名 中学生21名 計30名
〔学校数〕 小学校5校 中学校7校 計12校 〔言語別〕 韓国語12名 中国語18名
 - (2) 学校における日本語サポート指導【指導員の派遣】
母語を使って日本語を指導することのできる指導員により、日本語サポート指導を行っています。
一日2時間を基本とし週に2日程度で、幼児40時間、小学生50時間、中学生60時間を上限としています。
〔幼児・児童・生徒数〕 園児20名 小学生92名 生徒44名 計156名
〔言語別〕 韓国語57名 中国語59名 タイ語6名 英語12名
タガログ語14名 ミャンマー語3名 その他5名
- 2 通訳・翻訳支援等
保護者会、個人面談や入学期の説明会等、通訳の派遣及び文書の翻訳を行っています。
〔通訳件数〕 幼稚園35件 小学校31件 中学区22件 教育委員会9件
〔言語別〕 韓国語41件 中国語28件 タイ語13件 ミャンマー語1件
タガログ語9件 スペイン語3件 インドネシア語1件 英語1件
NPOとの協働連携によるサポート指導後の支援実施 10名
- 3 手引きの翻訳 「家庭への連絡文書」(中国語)

成果指標	計画策定時(平成19年度)	達成状況(平成20年度)	目標(平成23年度)
日本語を母語としない子どもの日本語の習得度	日常の授業が受けられる程度の日本語の習得	日常の授業が受けられる程度の日本語の習得	日常の授業が受けられる程度の日本語の習得度の向上

今後の課題・取り組みの方向

通室による指導や学校における日本語サポート指導を通して、日本語の指導や日本の学校生活への円滑な接続に取り組んできました。今後は、学校生活への適応だけでなく、教科等の学習の補充を図るための日本語サポートを行い、日常の授業が受けられる程度の日本語の定着を図りつつ上級学校進学のための学力の向上を図っていくことが課題です。このため、放課後に個別指導を行うとともに、日本語検定を実施して習得状況の把握をしていきます。

基本方針2 生きる力、確かな学力をはぐくむ学校教育の充実

事業名 (4) 連携教育の推進

担当課 教育指導課

事業概要

小・中学校間の教育の違いによる子どものつまづきを補完するなど円滑な接続を目的として、連携教育推進員(*)を派遣し連携実践を図っています。また、連携推進校を指定し、研究授業を実施し、その成果の普及を図っています。

また、小・中学校間の円滑な接続の研究を進めるため教員間の情報の共有化を図るとともに、連携カリキュラムの作成を行いました。

(*)連携教育推進員・・・小・中学校間の連携教育を進める中で、担当教員の授業を補完するために区の費用負担で派遣する非常勤職員

平成20年度の取り組みの状況

- 1 連携教育推進校の取り組み
 - (1) 連携教育推進校 小学校5校 中学校3校 幼稚園2園
連携教育推進員(区費講師)の派遣 各校1人
 - (2) 主な内容
 - ・外国語活動や芸術教育の交流
 - ・教員の出前授業の実施
- 2 連携活動
 - (1) 保・幼・小の連携を図る合同会議 8校実施
学校公開等に併せて、接続する保育園、幼稚園の教員等の関係者が、卒園した新入生の授業の様子を参観し、教員との意見交換などを行いました。
 - (2) 牛込第三中学校と愛日小学校の連携教育の研究発表実施
実施日 平成21年 1月29日
テーマ(内容) 小中連携推進教育～英語教育を通して～
 - (3) 新宿区立小中英語連携カリキュラムの作成
作成方法 区立小・中学校教員で構成する手引き作成委員会で内容検討・冊子作成
冊子の配布 区立小学校全教員、区立中学校全英語科教員

今後の課題・取り組みの方向

いわゆる小1プロブレム等の問題に見られる保・幼・小の教育の円滑な接続への課題解決や、小・中学校における9年間を見通した円滑な教育の推進をねらいとした連携教育の取り組みを、モデル校を中心として着実に進めています。今後は、連携教育をさらに推進していくため、すべての学校で、保・幼・小の合同会議を実施するとともに、算数・数学、理科の連携カリキュラムを検討していきます。

基本方針2 生きる力、確かな学力をはぐくむ学校教育の充実

事業名 (5) 特色ある教育活動の推進

担当課 教育指導課

事業概要

各学校(園)の中・長期的な視点に立った特色ある教育活動を行うため、各学校で策定する「特色ある学校づくり教育活動計画」や教育目標に沿って、計画的な学習活動を実施します。

平成20年度の取り組みの状況

- 1 特色ある教育活動にかかる校長・園長の裁量予算の確保
 - ・1校あたり平均100万円
 - ・「特色ある学校づくり教育活動計画」や研究発表の実施予定等を勘案し、各校の裁量予算を決定。
- 2 特色ある教育活動の実践例
 - (1) 研究発表会の実施
 - 〔小学校 10校〕
 - 落合第一小(H20.10.24)食の教育 余丁町小(H20.10.28)社会・生活科
 - 西戸山小(H20.10.31)算数、天神小(H20.11.14)特別支援教育
 - 市谷小(H20.11.28)全教科・領域 早稲田小(H21.1.23)英語活動全教科
 - 花園小(H21.2.13)算数、生活、総合 四谷小(H21.2.19)保幼小連携・英語活動
 - 戸塚第一小(H21.2.27)英語活動 西新宿小(H21.2.17)人権尊重教育
 - 〔幼稚園 1園〕 早稲田幼稚園(H21.1.23)保育
 - (2) その他 特色ある教育活動例
 - 〔中学校〕 全校給食(牛込第一中) 高校の先生の出前授業(新宿中)
 - 〔小学校〕 岩手県一関・金沢小とのホームステイ交流(市谷小)
 - 和太鼓愛好会の活動(余丁町小)ほか

成果指標	計画策定時(平成19年度)	達成状況(平成20年度)	目標(平成23年度)
各学校の教育方針等の保護者への周知度	72.2%	73.4%	75.0%

今後の課題・取り組みの方向

各学校において、中期的な目標を立てて確かな学力の向上や創意工夫ある教育活動を展開し、一定の成果が出てきました。

今後、その取組みを継続し、学校の取組みを保護者・地域への周知を一層図り、学校と保護者・地域の双方向の関係を築く必要があります。このため、学校の情報化による作成が簡易なホームページの設置により、保護者・区民への情報発信を積極的に行っていきます。

基本方針3 魅力ある教育環境づくりの推進

事業名 (1) 地域との協働連携による学校運営 **担当課** 教育指導課

事業概要

今後目指す学校は、地域に信頼され地域に支えられた学校です。このため、地域に住民や保護者などが学校運営や学校評価に参画する新たなしくみを作り、地域と協働連携した学校運営を行っていきます。

平成20年度に四谷中学校を地域協働学校（コミュニティ・スクール）推進モデル校に指定し、四谷中学校の取り組みの検証を踏まえ、順次、地域協働学校の指定を増やしていきます。学校評価は、文部科学省が示した「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」等に基づいた、新たな学校評価へ移行します。平成20、21年度は、四谷中学校で調査研究を実施し、その調査研究結果を検証したうえで、平成22年度から新たな学校評価を全校に導入します。なお、学識経験者による第三者評価については、全校を2か年に分けて実施します。

平成20年度の取り組みの状況

- 1 四谷中学校での取り組み
 - (1) 学校運営協議会の運営
 - ・開催回数 年間5回
 - ・構成員 18名
 内訳 学識経験者1名、学校関係者5名、保護者5名、地域関係者7名
 - (2) 取り組みの内容
 - 4つの分科会での学校支援
 - 学校支援分科会（学力保証支援、地域の教育力の開発・活用、連携教育推進支援）
 - 健全育成・安全分科会（地域ボランティア活動支援、道徳地区公開講座等地域人材活用支援等）
 - 文化・スポーツ分科会（施設開放、スポーツ交流会企画運営、コミュニティクラブ企画運営等）
 - 学校評価研究分科会
- 2 学校評価の実績
 - (1) 各学校での取り組み 自己評価（全校実施）
 - (2) 学校評価検討委員会の検討状況
 - 新宿区立学校における学校評価資料作成 区立学校全教員へ配布
 - 新宿区立学校における学校評価資料概要版作成 区立学校全教員、学校評議員へ配布
 - (3) 四谷中学校での調査研究の状況
 - 自己評価、関係者評価の実施

成果指標	計画策定時（平成19年度）	達成状況（平成20年度）	目標（平成23年度）
地域協働学校（コミュニティ・スクール）の指定	研究調査校1校	研究調査校1校	指定校3校
新たな学校評価の導入	検討	調査・検討	全校実施

今後の課題・取り組みの方向

地域協働学校推進モデル校における調査研究は着実に進んでいますが、新宿区としての地域協働学校のあり方を検討する組織の設置が課題です。平成21年度は、事務局内に地域協働学校推進委員会を設置し、モデル校の検証を行い、新宿区版地域協働学校のあり方を検討していきます。モデル校の検証では、10月にモデル校の研究発表会を実施します。

学校評価は、評価の進め方をまとめた資料を作成し、学校への周知を図りましたが、今後は、関係者評価の項目の整理や第三者評価についての検討を進めていきます。

基本方針3 魅力ある教育環境づくりの推進

事業名 (2) 幼稚園と保育園の連携・一元化 **担当課** 学校運営課

事業概要

0歳から就学前までの子どもの成長と発達を見据えた一貫した保育・幼児教育を行うとともに、地域の子育て家庭を支援し、家庭や地域の子育て力の向上を目的として、幼稚園と保育園を一元化した子ども園を計画的に整備していきます。

また、幼稚園と保育園の職員同士が、交流保育や合同研修を通じて実践的な事例や情報の共有を図るとともに、子ども園での取り組みを学ぶことで、相互理解を深め、意識を高めて両施設がより良い就学前教育の場となるように、取り組みを充実していきます。

【整備計画】

- ・愛日幼稚園と中町保育園で実施している幼保連携による合同保育のしくみを検証しつつ、子ども園化を進めます。
- ・西新宿幼稚園と西新宿保育園を一元化した（仮称）西新宿子ども園を平成23年4月に開設します。

平成20年度の取り組みの状況

1 四谷子ども園

平成19年度に開設した四谷子ども園での取り組みについて、評議委員会や保護者アンケート等を通して検証を実施

評議委員会：保護者代表や地域関係者を含め12人で構成、年3回開催

アンケート：20年12月実施、対象150世帯 回収106世帯 回収率70.6%

検証のまとめ：21年2月公表、各区立幼稚園・保育園に配布

2 愛日幼稚園と中町保育園の幼保連携・合同保育

両園の職員を中心とした検討PTや保護者や地域の方を構成員とする子ども園化懇談会を開催し、合同保育の検証と子ども園化に向けた検討を行い、20年8月に両園の子ども園化（22年4月）を決定

検討PT：両園と四谷子ども園の職員、教育指導課、保育課、子ども園担当で構成 年8回開催

子ども園化懇談会：両園の保護者と地域の関係者、両園長等の職員計15人で構成 年5回開催

3 西新宿幼稚園と西新宿保育園の幼保一元化

新園舎建設に向けての基本・実施設計と両園の職員を中心とした検討PTによる内容の検討

基本・実施設計：20年6月～21年3月（RC造 地上3階建 敷地面積1,560㎡ 延床面積1,312㎡）

検討PT：両園と四谷子ども園の職員、教育指導課、保育課、子ども園担当で構成、年7回開催

催

4 幼保合同研修

平成17年度から実施している幼保合同研修に、今年度から新たに子ども園担当主催の研修を取り入れ、研修の充実を図る。

教育指導課主催：計3回（公開保育2、理論研修1）

保育課主催：計4回（実技研修1、理論研修3）

子ども園担当主催：計2回（理論研修2）

成果指標	計画策定時（平成19年度）	達成状況（平成20年度）	目標（平成23年度）
子ども園の開設 （累計）	1ヶ所	1ヶ所	3ヶ所

今後の課題・取り組みの方向

これまでは区立子ども園の設置については、地域における他の保育・教育施設の配置等の状況を勘案しながら取り組んできましたが、今後の子ども園の地域展開に関しては、私立の幼稚園や保育園の子ども園化も視野に入れて検討することが課題です。

今後、私立子ども園への補助制度等の整備に取り組んでいく必要があります。

また、幼稚園教諭と保育士の共通理解、専門性の向上を目的に4年間合同研修を実施してきましたが、就学前の保育・教育の充実ということからも、小学校との連携による研修等を積極的に行う必要があります。

基本方針3 魅力ある教育環境づくりの推進

事業名 (3) 私立幼稚園保護者の負担軽減 担当課 学校運営課

事業概要

私立幼稚園は、地域の貴重な社会資源として、それぞれの教育理念に基づき、建学の精神に則った幼稚教育を展開しており、幼稚園児の半数以上が私立幼稚園に通っています。
 公立・私立幼稚園は、それぞれの機能を活かしながら、ともに切磋琢磨し、共存共栄していくパートナーとして、就学前教育を充実させていく必要があります。しかし、公立・私立幼稚園の入園料や保育料には大きな差があるため、私立幼稚園及び私立幼稚園類似施設に在籍する幼児の保護者に補助を行うことで、保護者の選択肢の幅を広げるとともに、私立幼稚園の活性化を促します。

平成20年度の取り組みの状況

- 1 補助金の種類と支給額 (平成20年度に支給額の増額及び支給制限を緩和)
 - (1) 保護者負担軽減補助金 支給階層を新設(特別区民税所得割額331,001~597,000円)
 - 入園料補助金 所得に関係なく、一律80,000円を支給(平成19年度30,000円)
 - 保育料補助金 所得ときょうだいの状況により、0~254,400円(年額)を支給
(平成19年度0~154,800円)
 - (2) 就園奨励費補助金 所得と兄弟の状況により、0~271,000円(年額)を支給
- 2 支給限度額 園に支払った入園料及び保育料の合計額を限度とする。
- 3 支給対象者
 - (1) 新宿区に住民登録または外国人登録をしている者
 - (2) 私立幼稚園等に通園している満3歳、3歳、4歳、5歳の幼児と同一の世帯に属し、私立幼稚園等に入園料及び保育料の納入義務を負っている者
- 4 助成方法
 私立幼稚園に申請書を送付し、園で保育料額等の認証後、保護者が申請用紙に必要事項を記入のうえ区に提出する。区は申請のあった補助金を年2回に分けて支払う。
- 5 平成20年度支給実績

(1) 入園料補助金	4,864,000円	608件
(2) 保育料補助金	44,516,400円	1,065件
(3) 就園奨励費補助金	165,875,550円	420件
(1)と(2)の一方または両方を 受けた件数		1,204件

成果指標	計画策定時(平成19年度)	達成状況(平成20年度)	目標(平成23年度)
保護者負担軽減補助金受給者数	1,009人/年	1,204人/年	1,239人/年

今後の課題・取り組みの方向

保護者が幼稚園を選択するうえで費用負担は大きな要素であることから、これまでも入園募集時合わせてチラシを配布するなど、制度の周知に取り組んできましたが、周知の充実には情報媒体や言語の多様性が課題です。
 今後、ホームページの充実や外国語のチラシを作成するなど、周知方法の見直しを図っていくことが必要です。

基本方針3 魅力ある教育環境づくりの推進

事業名	(4) 特別支援教育の推進	担当課	教育指導課 学校運営課
------------	----------------------	------------	------------------------

事業概要

障害のある幼児・児童・生徒一人ひとりの自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援するという視点に立ち、適切な指導や必要な支援を行います。これまでの心身障害教育の対象に加え、通常の学級に在籍するLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症等の発達障害のある幼児・児童・生徒に対しても、その能力を最大限伸ばし、成長・発達するよう、学校内の指導体制への支援及び就学相談の充実、教育環境の整備を図ります。

平成20年度の取り組みの状況

1 巡回指導・相談体制の構築

教育センター内に設置した特別支援教育センターを拠点に、専門家による支援チームの巡回相談・助言を行なうとともに、区費講師を学校に派遣し、発達障害のある子どもへの適切な教育的指導を行なうなど、学校内指導体制を支援します。

(1) 専門家チームの派遣

チーフアドバイザー(1名)、心理職(1名)、教育センター職員(2名)により構成する専門家チームを学校に派遣し、児童・生徒の観察及び管理職、教職員、校内の特別支援教育コーディネーターとの懇談を実施。

〔訪問回数〕 129回

(2) 特別支援教育推進員(区費非常勤講師)の派遣 34校に20名を派遣

(3) 特別支援教育センター職員による学校訪問

特別支援教育推進員の活用状況及び副籍制度における交流状況を把握するとともに、特別な支援が必要な幼児・児童・生徒の指導に関する助言等を行っています。

2 情緒障害等通級学級の設置

通級指導が必要な発達障害等の児童・生徒への支援を充実させるため、区立小・中学校に情緒障害等通級指導学級を設置しています。

(1) 通級学級の設置状況

- ・小学校 2校 7学級(天神小4、戸塚第二小3) 定員70名
- ・中学校 1校 2学級(落合第二中) 定員20名

(2) 新設・増設の検討

- ・小学校 戸塚第二小 学級の増設(平成21年度1学級増)
- ・中学校 牛込第三中 通級学級の新設(平成22年度開設・2学級増)

成果指標	計画策定時(平成19年度)	達成状況(平成20年度)	目標(平成23年度)
設定目標回数に対する支援チームの派遣率	93.8%	100%	100%
情緒障害等通級指導学級の設置	3校8学級	3校9学級	4校12学級

今後の課題・取り組みの方向

専門家チームによる支援やセンター職員による学校訪問を行って、特別な支援が必要な幼児・児童・生徒の指導に対する指導や助言を行ってきました。今後は、特別支援推進員等をさらに有効活用のため、学校が組織として対応していくことが大切であり、教員の意識改革と指導力の向上が課題です。研修の充実や幼稚園への巡回相談などを実施するとともに教員研修会を実施し、一層啓発を図ります。

情緒障害等通級学級は、近年の利用児童・生徒数の増加を考えると、その必要性がますます高くなっていくことが予想されます。今後の需要に的確に応えていくために、引き続き通級学級の新設・増設について調査・検討していく必要があります。

基本方針3 魅力ある教育環境づくりの推進

事業名

(5) 学校選択制の推進

担当課

学校運営課

事業概要

魅力ある教育活動の実現と開かれた学校づくりの促進を目的に、区立の小・中学校に入学する1年生の保護者等が、子どもが入学を希望する学校を選択できる学校選択制度を平成16年度から導入しています。

学校選択制の推進にあたっては、各学校の情報提供を目的とした学校案内冊子の配布(全対象者)や学校公開(3~5日)・説明会の開催、実施状況を検証するためのアンケート調査(保護者、学校長)を毎年実施しています。

【選択できる学校の範囲】

- ・小学校は、居住地の通学区域に隣接する通学区域の学校
- ・中学校は、区内全区域の学校

平成20年度の取り組みの状況

- 1 学校選択の利用状況(平成21年度新1年生)

学校種別	新1年生児童数	選択希望者	希望率
小学校 29校	1,549人	372人	24.0%
中学校 11校	1,475人	375人	25.4%
合計 40校	3,024人	747人	24.7%

- 2 学校公開・説明会開催実績

学校種別	学校公開来校者	説明会参加者
小学校(6・9月)	32,037人	1,439人
中学校(6・10月)	2,417人	696人
合計	34,454人	2,135人

- 3 アンケートの実施状況(平成20年度新1年生)

対象者	実施日	学校種別	配布数	回収数	回収率
保護者対象	7月7日実施	小学校	1,366人	1,190人	87.1%
		中学校	953人	848人	89.0%
		合計	2,319人	2,038人	87.8%
		回収率			
学校長対象	3月4日実施				

今後の課題・取り組みの方向

学校選択制度導入時から保護者アンケート等による検証を行ってきましたが、学校選択制により地域性が損なわれるとの声や、一部の学校では希望者多数のため抽選になるなどの課題があります。制度導入から一定期間が経過していることから、より広く地域の意見を聴く検証をしていく必要があります。

基本方針3 魅力ある教育環境づくりの推進

事業名 (6) 学校適正配置の推進

担当課 教育施設課

事業概要

子どもたちによりよい教育環境をつくるため、学校及び幼稚園の規模や配置について検討を行うとともに、学校施設の計画的整備を行い、幼児・児童・生徒の学びや生活の場としてふさわしい学校・幼稚園づくりを進めます。また、学校適正配置計画に基づき統合新校を整備する際には、地域コミュニティの拠点として、地域に開かれた学校施設として整備します。

牛込地区では、答申や学校適正配置のビジョンで示された基本的な考え方を踏まえ、19年度に設置した牛込地区学校適正配置に関する懇談会からの意見を参考にしながら、牛込地区における学校適正配置に取り組みます。

平成20年度の取り組みの状況

牛込地区学校適正配置に関する懇談会意見書に対して、教育委員会の考え方を整理しました。そして統合対象校を牛込A地区は津久戸小と江戸川小、牛込B地区は富久小と天神小として、8月の臨時教育委員会にて取り組み方針を報告しました。

9月以降3月までについては、各対象校または学区域内において、以下のとおり説明を行ってきました。

- ・統合対象校のPTA運営委員会または実行委員会、保護者会、新一年生向け学校説明会等：延べ9回
- ・保護者説明会：延べ10回
- ・地区町連、育成委員会：延べ16回
- ・その他関係者への説明

成果指標	計画策定時（平成19年度）	達成状況（平成20年度）	目標（平成23年度）
学校適正配置の推進状況	牛込地区における学校適正配置に関する懇談会の設置	牛込地区における学校適正配置の推進	牛込地区における学校適正配置の推進

今後の課題・取り組みの方向

子どもたちにとってよりよい教育環境を実現するため、統合協議会の設置に向けて引き続き説明を行ってまいります。

統合にあたっては、学校適正配置のビジョンに示した「学校施設の基本理念」のとおり、高機能かつ多機能で変化に対応しうる弾力的な施設環境と健康的で豊かな教育環境を確保し、地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設整備を行います。

基本方針3 魅力ある教育環境づくりの推進

事業名 (7) 学校施設の計画的整備(西戸山地区中学校) **担当課** 教育施設課

事業概要

西戸山地区中学校の適正配置については、西戸山中学校と西戸山第二中学校の学校関係者や地域の方々などで構成される西戸山地区中学校統合協議会が平成18年4月に発足し、協議を重ねてきました。統合協議会での協議の結果、第七次学校適正配置計画が策定され、両校は平成23年4月に統合し「新宿西戸山中学校」として開校することになりました。新校舎は旧西戸山中学校跡地に建設中ですが、その間(平成20年4月～23年3月)西戸山中学校は旧戸山中学校に移転しています。

平成20年度の取り組みの状況

- 1 建設計画説明会
 - (1) 開催日時 平成20年5月12日 18:00～19:00
 - (2) 出席者 4名
- 2 解体工事説明会
 - (1) 開催日時 平成20年6月26日 18:00～19:00
 - (2) 出席者 13名
- 3 解体工事 平成20年7月中旬～12月中旬

成果指標	計画策定時(平成19年度)	達成状況(平成20年度)	目標(平成23年度)
西戸山中学校の整備	0%	50%	100% (22年度)

今後の課題・取り組みの方向

西戸山地区以外の学校施設の計画的整備については、まず学校の規模、児童・生徒数及び老朽化の度合いを適正に判断し、時期を決定することが課題です。

今後とも学校関係者だけでなく地域住民の意向を尊重した開放型学校を積極的に展開するとともに、子どもたちにとって魅力ある学校を建設していく必要があります。

基本方針3 魅力ある教育環境づくりの推進

事業名 (8) 学校施設の改善

担当課 教育施設課

事業概要

都市部におけるヒートアイランド現象は、近年とみに顕著となってきています。夏季の暑さは厳しいものがあり、学校の普通教室等の空調化は、良好な学習・教育環境の整備を図る上で必要不可欠であるとの判断から、平成18年度までに全小・中学校の普通教室及び図書室等の空調化を行ってきました。

特別教室についても、普通教室で対応できない教室指導や実習内容に即した教育環境を考慮すると、空調整備による学習効果があるものと考えています。

小・中学校の特別教室のうち音楽室とコンピューター室については、既に空調整備を完了しています。今後は、残りの特別教室のうち、理科室、図工（美術）室、家庭科（技術）室、生活科室、少人数学習で使用する教室及びPTAや地域の活動に使用する会議室の空調整備を行います。

平成20年度の取り組みの状況

小学校特別教室空調整備工事 15校（82室）

市谷小、早稲田小、富久小、東戸山小、四谷六小、戸山小、西戸山小、落合三小、落合六小、淀橋四小、西新宿小、愛日小、牛込仲之小、戸塚二小、落合一小

成果指標	計画策定時（平成19年度）	達成状況（平成20年度）	目標（平成23年度）
空調整備が完了している小・中学校数	4校	19校	小・中学校全校完了（全40校）

今後の課題・取り組みの方向

小・中学校の特別教室の空調化は、計画どおり進んでいます。今後も滞りなく工事を進めていきます。

基本方針3 魅力ある教育環境づくりの推進

事業名 (9) 中長期修繕計画に基づく施設の維持保全 **担当課** 教育施設課

事業概要

新宿区が保有する建物の多くが竣工後30年から40年に達し、今後、施設の維持管理コスト及び修繕コスト並びに改築コストの大幅な伸びが予想されます。

一方、大規模災害時の避難所としての機能確保も安全・安心な減災社会を目指すことも区にとっては重要な課題です。

これらのことを踏まえ、一定規模以上の建物を保全対象建物として定め、建築物を良好に維持し、安全性、経済性及び耐久性の確保を図るため、「予防保全」の考え方にたった中長期修繕計画に基づき、適切な修繕を計画的に行っていきます。

平成20年度の取り組みの状況

計画どおり、学校施設22校の修繕を完了しました。

市谷小（屋上等外部改修・空調機器更新）、愛日小（屋上防水・空調機器更新）、早稲田小（空調機器更新）、牛込仲之小（空調機器更新）、富久小（外壁改修・空調機器更新）、余丁町（屋上防水・外壁改修・屋内運動場・その他改修）、東戸山小（空調機器更新）、四谷六小空調機器更新、その他改修）、大久保小（屋上等外部改修）、戸山小（外壁改修・空調機器更新）、戸塚二小（空調機器更新・屋内運動場外壁改修、その他改修）、戸塚三小（外壁改修）、落合一小（空調機器更新）、落合二小（屋内運動場外壁改修）、落合三小（屋上等外部改修・空調機器更新・屋内運動場その他改修・校庭整備）、落合六小（空調機器更新・校庭整備・その他改修）、淀橋四小（空調機器更新）、西新宿小（空調機器更新・その他改修）、西戸山小（空調機器更新）、牛込二中（屋上等外壁改修）、牛込三中（外壁改修）、落合中（空調機器更新）、落合二中（屋上防水）、西新宿中（校庭整備）

成果指標	計画策定時（平成19年度）	達成状況（平成20年度）	目標（平成23年度）
予防保全の考え方にたった適切な修繕の実施	建物現況・劣化調査終了 中長期修繕計画作成	計画どおり実施	効率的・経済的な施設の維持保全

今後の課題・取り組みの方向

今後とも、学校施設の維持保全のため、屋上防水、外壁改修、内部改修、屋内運動場整備、校庭整備を計画的に行っていきます。

基本方針3 魅力ある教育環境づくりの推進

事業名 (10) 学校運動場の芝生化

担当課 教育施設課

事業概要

現在、小学校の学校運動場の標準仕様はゴムチップ舗装としていますが、これを芝生化することは、地表温度が下がる、子どもが外で遊びたくなる、ケガをしにくい、緑を大切にする気持ちが育まれるなどのメリットがあります。

学校の意向や物理的条件を確認するとともに、維持管理に関して地域住民、保護者などの協力が得られるかどうかを勘案し、導入が可能と見込まれた学校について運動場を芝生化していきます。

平成20年度の取り組みの状況

日照面など運動場の物理的条件、地域との協働を含む芝生の維持管理体制面での条件を満たす四谷第六小学校を選定し、校庭1,916㎡のうち1,239㎡を天然芝生化しました。

本事業は「東京都公立学校運動場芝生化事業補助」を利用し、補助対象経費の全額補助の交付を受けて実施しました。

維持管理については、学校・地域住民・保護者等との協働により行っています。なお、専門的技術を要する作業については、専門業者に委託するとともに、地域の管理組織の指導・育成も行っています。

その他、平成17年度に、落合第一小学校の第二校庭全面311.9㎡、大久保小学校の校庭2,462㎡のうち268.3㎡を芝生化しています。

今後の課題・取り組みの方向

天然芝の導入については、芝生の生育環境が整っていること、地域との協働を含む維持管理体制を確立・維持すること、また、芝生の養生期間中に校庭の代替施設を確保することができ、校庭使用制限に耐えられるなどの条件が必要となります。今後は、整備に向けての条件を勘案した上で、実施可能かどうかを検討していきます。

なお、平成21年度には、戸塚第二小学校校庭2,464㎡において天然芝と人工芝を併用した校庭整備を予定しています。

基本方針4 学校・家庭・地域の連携強化と区民が学ぶ環境整備

事業名	(1) スクール・コーディネーターの活動	担当課	教育指導課
-----	----------------------	-----	-------

事業概要

地域社会や家庭との連携を図り、児童・生徒の学習活動を支援するために、各学校に1名ずつスクール・コーディネーター(*)を配置します。スクール・コーディネーターは、学校の求めに応じて、総合的な学習の時間の授業に協力してくれる地域の人材を探すなど、学習活動や体験活動を充実させ、より地域に開かれた学校づくりを助けています。

(*)スクール・コーディネーター・・・本区において、総合的な学習の時間の講師を探すなど、学校・家庭・地域のパイプ役になり、学校に地域の教育力の橋渡しをするため、各学校に配置する非常勤職員。

平成20年度の取り組みの状況

1 スクール・コーディネーター活動状況

(1) 活動例

職場体験等のコーディネート
総合的な学習の時間のコーディネート
図書館ボランティアのコーディネート

(2) 人数 38名

〔構成員〕 前青少年委員、町会役員、元PTA役員など

2 定例会、研修会の開催

スクール・コーディネーターの活動をより充実させるため、スクール・コーディネーター間の情報交換や勉強会を定期的実施しています。

(1) スクールコーディネーター定例会 年9回実施

(2) 研修会 年2回実施

今後の課題・取り組みの方向

スクールコーディネーターの活動が定着し、地域の教育力を活かした学校の教育活動が円滑に行われるようになりました。

今後は、スクール・コーディネーターの活動を充実させるため、スクール・コーディネーター間の連携や情報の共有化が課題です。このため、各学校での活動内容をまとめたり、研修会などを充実していきます。

基本方針4 学校・家庭・地域の連携強化と区民が学ぶ環境整備

事業名 (2) スクールスタッフの活用

担当課 教育指導課

事業概要

地域特性を活かした教育活動を展開するため、学校にスクールスタッフ(*1)を配置し、学校図書館整備や読書活動の支援、チーム・ティーチング(*2)等による授業への協力、クラブ活動支援等を実施します。

(*1)スクールスタッフ・・・本区の地域に根ざした教育活動を実践するため、学校に必要な人材を地域から受け入れ、活用するしくみ。

(*2)チーム・ティーチング・・・特定の教科で、学級の子どもたちの状況に応じて、複数の教員が、主に授業を進める教員と児童・生徒に個別に対応する教員とに役割を分担して、きめ細かく指導する方法。

平成20年度の取り組みの状況

1 スクールスタッフ活動状況（平成20年3月末まで）

(1) 活動人員（資格別内訳）

図書館司書 74名 チーム・ティーチング協力者（教員免許状） 15名
 保育士 69名 クラブ活動支援 95名 その他167名 延べ人数 420名

(2) 活動延べ日数

幼稚園	：	図書館活動（112日）、チーム・ティーチング協力（0日） 保育補助（279日）、クラブ活動支援（2日）、その他（150日）	計 543日
小学校	：	図書館活動（1043日）、チーム・ティーチング協力（145日） クラブ活動支援（72日）、その他（271日）	計 1531日
中学校	：	図書館活動（568日）、チーム・ティーチング協力（26日） クラブ活動支援（3051日）、その他（228日）	計3873日

今後の課題・取り組みの方向

各学校のスクールスタッフの活用が定着し、学校支援体制としての成果が現れています。今後、スクールスタッフの登録者数や活動内容を広げていくことが課題です。このため、生涯学習財団や早稲田大学などの地域団体との連携をさらに進める方法について検討していきます。

基本方針4 学校・家庭・地域の連携強化と区民が学ぶ環境整備

事業名 (3) 家庭の教育力の向上

担当課 教育政策課

事業概要

子どもの発達段階に応じた家庭教育を行うために、小学校PTAを中心として実施する家庭教育学級、中学校・幼稚園PTAによる家庭教育講座を開設するとともに、PTA活動の充実に図るために、PTA役員等を対象としたPTA研修を実施します。

また、小学校PTA連合会を中心としたPTA活動の充実、あるいは地域単位での家庭教育事業の支援を目的として、地域との連携による家庭教育支援事業の実施委託をします。

平成20年度の取り組みの状況

- 1 家庭教育学級は全小学校で計29回実施、家庭教育講座は幼稚園、中学校・養護学校で25回実施しました。また、PTA研修会は10回実施しました。
- 2 小学校PTA連合会に事業委託をして、次の4事業を実施しました。
 - (1) 安全安心・一斉パトロール
各PTA役員が区役所本庁舎に結集し、決起行動により一斉パトロールを再確認し、その後、各地域に戻り、地域の特性に応じた安全安心会議への展開を図りました。
 - (2) ゆめじぎょう
一流のプロ選手との交流により、子どもたちに「ゆめ」を持ってもらうことをもらう。平成20年度は野球(ヤクルトスワローズ)やサッカー(FC東京)選手などによる指導を中心としたプログラムを実施しました。
 - (3) 親の教育力向上
平成19年度に実施した親の意識調査を取りまとめた「親力チェックシート」を、PTA会員に配付し、日々の親の教育力向上の支援を目的としました。
 - (4) 生活リズムの向上
子どもの生活リズム向上を目的に、朝の学校開放や理想の朝ご飯づくりなどの「早寝早起き朝ごはん運動」を8校で実施しました。
- 3 地域との連携モデル事業の実施
小学校ブロック単位での幼・保・小保護者対象の親力向上支援事業
幼児期から小学校低学年の保護者を対象に、日常生活レベルでの交流を図ることで、保育園の保護者への家庭教育への関心を喚起する 小学生の保護者の持つ知恵などを分かち合うという「まなびあい」の環境づくり 親自身の自己肯定感を高めるなどを目的として、市谷・愛日・津久戸小学校学区でアサーション(適切な自己表現)や自己理解などをテーマとした講座を実施しました。

今後の課題・取り組みの方向

家庭教育学級・講座については、各PTAが主体的に課題の発見からテーマを抽出し、適切な講師を選定するという過程を通して、PTA自体の基盤形成も目的としていますが、この過程が負担感につながるという指摘もあり、社会教育指導員等の指導助言を充実します。

また、小学校PTA連合会との委託事業については、PTAは各地域の状況に応じた多様な取り組みを行うことで、保護者、地域、学校が積極的に関わる環境が醸成されてきました。この成果を受け、事業を継続することで行政とPTA・保護者との協力環境を確立していきます。

なお、地域との連携モデル事業については、平成21年度は「家庭の教育力向上支援」事業として体系化して展開します。

基本方針4 学校・家庭・地域の連携強化と区民が学ぶ環境整備

事業名 (4) 家庭の教育力向上支援

担当課 教育政策課

事業概要

入学前の保護者が集まる健康診断または保護者会の機会を活用し、学校との連携による子どもの仲間作りプログラムや、入学を機に保護者としての意識を再確認するためのワークショップ、親子のコミュニケーションをテーマとしたプログラム等を実施し、家庭の教育力向上を支援するとともに、子どもと親と学校の良好な関係をつくります。

平成20年度の取り組みの状況

入学前プログラム
全29校（健康診断時に5校、入学前保護者説明会24校）で各校2回実施しました。
（対象保護者1,239名中、第1回参加者1,200名、第2回参加者754名参加）
対象保護者数は平成21年4月1日現在

第1回目は、親プログラムとして幼児期から小学校入学に移行する間の子どもの成長に即した親の対応をテーマとした講義と、参加者どうしのワークショップ、また子どもプログラムとして数園の保育園、幼稚園から同じ学校に進学することを意識づける仲間作りのワークなどを行いました。

第2回目は、親プログラムは1回目を踏まえ、コーチングの手法による「見る、聴く」のワークなど実践的な手法を紹介し、子どもの自立に向けての親の関わり方を考えるための講義とワークショップを行いました。また、子どもプログラムは前回同様の取り組みですが、より個々の子どもの自立を促す内容としています。

成果指標	計画策定時（平成19年度）	達成状況（平成20年度）	目標（平成23年度）
保護者対象のワークショップ等への参加率	92.1%	97.0%	100%

今後の課題・取り組みの方向

入学前プログラムは、平成19年度から全校で実施しています。健康診断時と保護者説明会のいづれかでの実施としていますが、学校医との調整や学校の意向で保護者会での実施が多くなっています。

今後とも、学校との事前調整を行い、学校行事の時期にあわせて実施していきます。

また、子どもの発達に応じた親のかかわり方を考える機会として、平成21年度からモデル事業として、より多くの保護者が参加できる時間帯、内容等を検討し、学校と保護者が共有できる親子の関わり方を提示していきます。

基本方針4 学校・家庭・地域の連携強化と区民が学ぶ環境整備

事業名	(5) 子ども安全ボランティア活動の推進	担当課	教育政策課
------------	-----------------------------	------------	--------------

事業概要

子どもの安全確保のために、地域ぐるみの安全体制の整備を行います。そのために安全ボランティア活動を推進します。

平成20年度の取り組みの状況

小学校PTA連合会（以下「小P連」）ブロック単位での安全安心会議の実施を支援しました。

委託事業として実施する「安全安心・一斉パトロール事業」と連動し、小P連が各ブロック単位で実施した安全安心会議の支援をすることで、活動の活性化を図りました。平成19年度に各PTAに配置したマーカークンの試射訓練（全ブロック）や講演会・講習会を実施しました。講演会等は各ブロックの地域特性に応じて警備会社やNPOなど多様な講師を招聘しました。

また、参加者もPTA会員以外に、各学校配置のシルバー人材派遣センター職員、民生児童委員、町会役員など多様な方が参加し、徐々に地域に広がる取り組みを行うことができました。

今後の課題・取り組みの方向

ブロック単位の安全安心会議は、当初2～3ブロックでの実施を予定していたが、初年度から全6ブロックで実施することができました。平成20年度も多くの関係者の参加者があり、平成21年度も引き続き多様な関係者の参加を求めています。

また、平成22年度以降、学校・PTAと町会や育成会などの関係性を重視し、講演会・講習会を踏まえた「朝の声掛け運動」や下校時の「見守り隊」など、日常的な取り組みへ転換する手法について検討してまいります。

基本方針4 学校・家庭・地域の連携強化と区民が学ぶ環境整備

事業名 (6) 絵本でふれあう子育て支援事業

担当課 中央図書館

事業概要

地域の中で安心して子育てができ、子どもたちが健やかに育つように、子育てに関する相談体制や子育て支援サービスの充実を図ります。

乳幼児の心健やかな成長を促すため、親子がふれあい楽しく育児ができるよう、保健センターで実施している乳幼児健診（3～4か月児健診）の際に読み聞かせと絵本の配付を行い、子どもが読書に親しめる環境づくりを支援します。

平成20年度の取り組みの状況

1 4 保健センターで実施している3～4か月児健診時の読み聞かせと絵本の配布

この事業を図書館業務の一環として捉え、平成20年度に健康部から教育委員会事務局へ事業を移管し実施しました。母子健康保健事業の中で受診率の高い乳幼児健診の機会に絵本の読み聞かせを行うことができ、多くの親子に読み聞かせのきっかけをつくることができました。

読み聞かせ実績（各センター月1回 合計 48回）

牛込保健センター	受診者	585名	読み聞かせ参加者	411名	参加割合	70%
四谷保健センター	"	364名	"	269名	"	74%
西新宿保健センター	"	550名	"	332名	"	60%
落合保健センター	"	458名	"	281名	"	61%
合計		1,957名		1,293名		66%

また、子どもがより読書に親しめる環境づくりを進めるため、読み聞かせに参加する子どもの対象年齢の拡大を検討し、平成21年度から3歳児健診時に読み聞かせを実施できるように、関係課と協議を行いました。

成果指標	計画策定時（平成19年度）	達成状況（平成20年度）	目標（平成23年度）
3～4か月児健診時の読み聞かせ参加者の割合	63%	66%	65%

今後の課題・取り組みの方向

多くの親子が絵本を介してふれあい、子どもが読書に親しめる環境づくりを展開するため、参加親子の拡大が課題です。

平成21年度は、引き続き乳幼児（3～4か月児）健診時に読み聞かせを行うとともに、新たに3歳児健診での読み聞かせを実施し、図書館で絵本を配付します。

基本方針4 学校・家庭・地域の連携強化と区民が学ぶ環境整備

事業名 (7) 子ども読書活動の推進

担当課 中央図書館

事業概要

「第二次新宿区子ども読書活動推進計画」(平成20～23年度)に基づき、子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、読書環境を整備します。

また、「第二次新宿区子ども読書活動推進計画」の進捗状況を客観的に測定するために、各年度の取組みを「数値」として把握し評価します。

平成20年度の取り組みの状況

継続的な図書館の環境づくり

1 講演会

子どもが読書好きになるためには、家庭で保護者が本に親しんでいる環境が大切なため、平成21年度に開催予定の親力向上のための講演会について検討を行いました。開催方法・・・2人の講師に依頼し、小学校高学年、低学年保護者を対象として、区内3地域でそれぞれ3回開催します。

2 読書塾

本が苦手な子どもを対象に本と触れ合う機会を提供するため、読書塾開催の事業計画案を作成しました。開催方法・・・区内在住で利用登録のある小学生中学年を対象に、1回目を6～7月、2回目を秋頃にそれぞれ全5回の内容で開催します。

3 身近な読書環境の整備

各学校に対して、配本車利用の団体貸出以外に、新たに学校支援貸出(調べ学習・テーマを決めての研究・ブックトークなどのための資料を要望に応じて各学校に配送する)制度を立ち上げました。学習支援配本・・・期間1か月、貸出冊数100冊を利用を希望する学校に貸出します。また、平成20年度は12件の利用実績がありました。

4 学校における読書環境の整備

学校図書館の環境整備を図るとともに、自主的な学校運営を継続的に行えるよう支援することを目的として、平成21年度からの各学校への図書館司書の派遣について検討を行い、4名の図書館司書派遣を決定しました。

成果指標	計画策定時(平成19年度)	達成状況(平成20年度)	目標(平成23年度)
区立図書館を利用した子ども的人数 平成23年度に115,000人	97,414人	102,065人 (88.8%)	115,000人 (100%)

今後の課題・取り組みの方向

子どもが自主的に読書活動を行うことができるように様々な読書環境を整備することが課題です。

子どもたちにとって読書がより身近なものとなり、大切な本と出合えるよう21年度は図書館司書の小中学校への派遣、親力向上のための講演会、読書塾の開催等新規事業を行っていきます。

基本方針4 学校・家庭・地域の連携強化と区民が学ぶ環境整備

事業名 (8) 図書館サービスの充実

担当課 中央図書館

事業概要

IT等を活用し、図書館利用者のニーズや、インターネット社会に対応した図書館サービスの充実を図り、地域におけるコミュニティや知の拠点を目指します。

全図書館に図書館利用者がインターネットを利用できるパソコンを設置し、中央図書館ではCD-ROMや有料データベースを活用したIT化を進めます。

また、全図書館にIT機能を装備したレファレンス専用カウンターを設置し、利用者の研究調査や資料検索に対してワンストップサービスを行います。

平成20年度の取り組みの状況

1 図書館IT化の推進

インターネットが利用できる利用者向けパソコンを中央図書館に4台、各地域館に各1台、計12台を20年度中に設置しました。このパソコンでは有料の新聞データベースが無料で利用できます。

また、中央図書館ではCD-ROMや有料データベースを活用したIT化を進めるとともに、利用者がパソコンを持ち込み利用できるよう閲覧スペースを整備するなど、多様な情報収集手段を提供することで、利便性の向上を図りました。

2 区民に役立つ情報センター

IT機能を装備したレファレンス専用カウンターを「ご相談コーナー」として新宿区立図書館全館に設置しました。また、新聞、法律、人物、科学情報、百科事典等の有料データベースを導入し、利用者のレファレンスに活用しました。

成果指標	計画策定時(平成19年度)	達成状況(平成20年度)	目標(平成23年度)
インターネットが利用できる利用者向けパソコンの設置	未設置	12台	12台
レファレンス件数(1日あたり)	30件 中央図書館のみ集計	57件	60件

今後の課題・取り組みの方向

インターネットが利用できるパソコンや、IT機能を装備したレファレンスカウンターについて、利用者を拡大していくことが課題です。

今後、積極的にPR等を行い、利用促進を図っていきます。

基本方針4 学校・家庭・地域の連携強化と区民が学ぶ環境整備

事業名 (9) 障害者への朗読・配本サービス

担当課 中央図書館

事業概要

区内に居住又は通勤・通学する視覚障害者を対象に、対面朗読及び録音図書貸出等の資料提供を行います。

また、区内に居住し、図書館利用が困難な身体障害者等を対象に、図書館資料を宅配することにより、図書館サービスの充実を図り、障害者等図書館利用困難者の教養と福祉の向上に資することとします。

平成20年度の取り組みの状況

- 1 対面朗読サービス
実施回数 61回
- 2 録音図書の作成
カセットテープ版10タイトル デイジー版16タイトル
- 3 録音図書の貸出サービス
録音図書(カセット98タイトル、デイジー82タイトル)
雑誌(カセット833件、デイジー553件)
点字図書33タイトル
- 4 「声の図書館だより」の発行
発行回数 年6回 発送数延べ444名(74名×6回 うちデイジー8件)
- 5 ボランティアの育成
デイジー録音図書編集者養成上級講座開催 4日間 4月17日、18日、5月15日、6月19日
受講生 20名 修了者19名
- 6 家庭配本サービス
利用登録者28名、宅配回数214回(ボランティア103回、職員111回)
貸出冊数 1,522冊
ボランティア登録数6名

今後の課題・取り組みの方向

図書館利用に際し、障害がある人の利用を促進していくことが課題です。

視覚障害だけに限らず、障害者サービス事業は、児童サービスや視聴覚サービス同様、重要な図書館サービス事業の一つであり、今後、ますますその重要性が高まることから、さらなる利用促進に努めていきます。

基本方針4 学校・家庭・地域の連携強化と区民が学ぶ環境整備

事業名 (10) 新しい中央図書館のあり方の検討 **担当課** 中央図書館

事業概要

中央図書館の役割や機能を抜本的に見直し、IT社会に対応した情報センターとしての機能を強化した新中央図書館の整備を検討します。

平成20年度の取り組みの状況

近年、新図書館を建設した近隣自治体に対し、検討組織の構成等を確認するため、アンケート調査を実施しました。

成果指標	計画策定時(平成19年度)	達成状況(平成20年度)	目標(平成23年度)
新しい中央図書館のあり方の検討の進捗状況	図書館基本方針策定	新中央図書館の整備に向けての調査、検討	あり方の方向性のまとめを平成22年度までに行います。

今後の課題・取り組みの方向

新中央図書館として「区民の役に立つ中央図書館」を目指し、具体的な検討を図りつつ、コンセプトを明確にしていきます。そこで、新中央図書館のあり方の方向性をまとめるための専門家や区民による検討組織を立ち上げ、検討を開始します。又、利用者や区民一般の方に対し、図書館の利用意向調査を実施し、その結果を分析して検討組織での検討に活用していきます。

これら検討組織や、庁内での検討会議を通じて、より良い「基本計画」ができるように、各部との調整・連携を図っていきます。

第6 点検及び評価に関する学識経験者からの意見

東京学芸大学名誉教授 児島 邦宏

【点検及び評価全体について】

- (1) この点検・評価の意義として、本区の教育の施策を振り返り、確かめつつ、今後の見通しをもち、区民一体となって学校教育の一層の振興に取り組み、推進するための点検・評価と位置付ける。
- (2) 東京都及び特に本区の教育課題をしっかりと踏まえ、地域に根をもった教育行政が展開されている（特に外国人教育、幼児教育など）。
- (3) 教育目標 基本方針 各事業と、行政の方略と具体的方策が明示され、さらに各事業も、重点的に取り組む施策、実行計画事業、拡充事業、新規事業とその方策が計画化され、着実な積み上げと推進が図られている。
- (4) 点検及び評価の方法において、教育委員会の説明及び提供資料を基に行ったが、次年度以降、特に重点施策又は困難を伴う施策については、具体的な実地調査等も併せて行うことも検討されてよい。

【主要事業について】

基本方針 1

- (1) たくましく健康的な心と体の育成こそ、すべての基盤である。このことを基本方針の最初に位置付けたことは、きわめて意義深い。その趣旨を学校がしっかりと受けとめてほしい。
- (2) 具体的な取り組みとなると、総花的になり、拡散しがちである。各学校の学校課題はそれぞれであっても、その方向として「人間性豊かな『区民』の育成」というシチズンシップの育成に収斂することが肝要である。

基本方針 2

- (1) スクール・コーディネーター、区費講師、授業改善推進員、ALT、日本語適応指導推進員、連携教育推進員、特別支援教育における学校支援など、事業推進のための人的支援がきめ細かく行われており、条件整備に力を入れている点が高く評価される。
- (2) 同様に財政的にも、特色ある教育活動の推進事業や私立幼稚園保護者の負担軽減事業をはじめ、きめ細かな配慮がうかがわれる。

基本方針 3

- (1) 教育委員会と学校さらには地域住民・保護者をつなぐ情報の交信が今後もっと重要になろう。行政施策、グランド・デザインがきめ細かく伝達されるとともにその発信した情報がどう受け止められフィードバックされていくかが重要になろう。たとえば、実践事例集やリーフレット、資料等が作成され、配布されているが、それがど

のように活用され、課題がないかなど、指導主事の学校訪問の際などにおいて、フォローアップし、指導助言や意見交換がなされることが望まれる。

- (2) 本区においては、公立の保育所・幼稚園が整備されており、合同会議や一年生の学校公開、体験入学等において、保・幼・小・中学校をつなぐ接続・連携が図られているが、「区民教育」という視点から今後、教科等の一貫カリキュラムを含めてより一層の連携教育の推進が期待される。
- (3) 学校選択制や学校の適正配置の推進など、学校公開や説明会が念入りになされ、地域住民の意思が尊重されている。そのため事業の推進自体は遅々としている面も生ずるが、こうした着実な歩みが今後とも推進されることが重要と考える。
- (4) 特に学校の適応指導については、幼・小・中学校の連携事業とも関連をとり、一貫教育という新しい教育の理念に基づく配置計画も検討されてよい。
- (5) 学校施設・環境の整備・充実に関する事業については、計画に基づき、着実に推進されるものと判断する。

基本方針 4

- (1) 学校・家庭・地域の連携強化にかかわる事業においては、スクール・コーディネーター及びスクール・スタッフの活用がうまく定着し、機能しているものとする。さらに言えば、商工会議所、商店街連合会等の参加協力のもとに、職場体験学習をはじめとする地域学習や社会参加学習等が、一層組織的にスムーズに推進されることが期待される。
- (2) 核家族化した都市の生活において、親の子育てについての不安は大きく、多くはその相談相手を求めている。入学前プログラムの事業は、その意味で有効な施策であるが、さらに家庭教育、しつけ等について日常的に親が相談できる体制づくりがより推進されることが期待される。
- (3) 読書活動の推進策として、幼児期から取り組みがなされ、特に読書環境の整備が学校のみならず地域・視覚障害者・病院へとネットワークされている点が評価される。中央図書館の整備を含めて、今後もより一層の推進が期待される。

早稲田大学教授 菅野 静二

【点検及び評価全体について】

平成 20 年度「新宿区の教育」・新宿区の教育行政の推進（平成 20 年度の主な施策とその概要）・平成 20 年度「確かな学力の育成に関する意識調査」・平成 20 年度学校関係資料「特色ある教育活動」・学校選択制度に関する保護者アンケート集計結果・広報「しんじゅくの教育」をはじめ「教育委員会の活動状況」・「教育委員会基本方針及び基本方針に基づく主要事業」等の資料に基づき各課より丁寧な説明を受け、平成

20年度の教育委員会の活動状況をよく理解することができた。

また、平成20年度に策定された「新宿区教育ビジョン」との関連もよく理解することができた。

今後は、重点施策や著しい成果を上げている事業・困難を伴う事業等について現場を視察する等、経過も点検・評価できるようにすることが望ましい。

【主要事業について】

基本方針1

(1) 基本方針の第1に「心身ともに健康で、人間性豊かな区民の育成」を掲げているところに教育委員会の基本姿勢が表れており大きく評価できるものである。

(2) 基本方針1で、「心の教育」の充実(いのちの教育)・食育の推進・キャリア教育の推進等、今日の重要な事業が実施されていることは極めて評価できる。

学校現場に下ろすときにそれぞれ別の事業として学校が対応しなくてすむよう主旨・重要性を徹底することによって、学校が柔軟に対応できるような工夫が必要である。

基本方針2

(1) 「生きる力、確かな学力をはぐくむ学校教育の充実」については、きめ細かな事業が実施されており、学校現場での具体的な成果が見られる。

(2) 確かな学力の育成に向けて、授業改善推進員が各学校に派遣されていることによって、若手教員の育成に大きな成果が見られている。この制度を継続するためにも、授業改善推進員制度の重要性や成果を広く周知し、継続的に人材を確保できるよう一層の工夫が必要である。

(3) 確かな学力推進員については、どのような使い方をしてもよいというところに意味があり、学校教育活動の大きな助けになっているものと考えられる。学校での活用状況を把握・理解し、予算の範囲で対応することが大切である。

(4) 経済格差による学力格差が大きな課題になっている今日、放課後支援の事業計画は極めて重要である。

(5) 日本語サポート事業については、教育センターにおける初期指導・学校における日本語サポート指導(指導員派遣)等手厚く実施されているが、日常生活語と学習語のギャップ等、学校現場での指導においてはまだまだ指導上困難な事例も多く見られる。放課後の個別指導等、丁寧な対応も進められているが、今後も実態の把握と実態に応じた対応が必要と思われる。

(6) 連携教育の推進事業は、極めて重要な課題である。この事業の充実および周知を期待したい。

(7) 特色ある教育活動の推進については、校長・園長の裁量予算の確保は、学校・園の経営に対するモチベーション(意欲・動機付け)を高めるものとなっており、非常

に重要である。特色ある教育活動の成果の一般化（どこの学校（園）でも活用できるよう）について、さらに工夫する必要がある。

基本方針 3

- (1) どの事業もきめ細かく丁寧なステップを踏んでおり、それぞれ評価できる事業となっている。
- (2) 地域との協働連携による学校運営については、四谷中学校の取り組みを基に新宿区版地域協働学校のあり方について検討されていることは極めて重要であり、大きく評価できるものである。
- (3) 特別支援教育の推進については、専門家チームの派遣は、特別支援教育に欠かすことのできない事業である。現在年3回であるが、学校の状況を把握し、さらに必要に応じて充実することが重要である。
- (4) 特別支援教育推進員（区費非常勤講師の派遣）は特別支援教育を実施する上、専門家チーム派遣とともに決して欠かすことのできない事業である。特別支援を要する児童生徒の人数に応じた対応が必要である。
- (5) 学校選択制の推進については、地域性を重視し、地域・保護者・学校が協働し、よい学校を作るという視点から考えると、新宿版地域協働学校（コミュニティースクール）の周知、学校説明会の充実が重要である。
- (6) 学校適正配置の推進については、困難な状況の中、実にきめ細かく丁寧な対応の下に推進している。過去の成功事例の周知およびPRがさらに必要である。
- (7) 学校運動場の芝生化については、様々な条件を満たしながら、できる条件の中で進められていることは極めて重要である。実施した学校の児童の遊び、生活、情緒等に大きな影響を与えているということについては指導課とともに確認し、区民への協力・理解を進めたい。

基本方針 4

- (1) それぞれ非常に重要ですばらしい事業となっている。この重要性について学校・園を通してPTA・地域へ周知したい。
- (2) スクールスタッフの活用については、スクールスタッフ事業は地域・区民と学校の融合という視点から非常に大きな意味がある事業である。人材確保について幅広く高齢者等も参加できるよう区民へ周知することが必要である。
- (3) 家庭の教育力向上支援については、入学前プログラムを教育政策課が企画実施してきたことは非常に大きな意味があり、大きく評価したい。しかし学校では、その受け入れに若干の温度差が見られたようである。教育指導課との連携によって学校にこの事業の重要性を周知させることが必要であると考え。また、入学後の保護者の声や児童の実態を把握し成果を確認したい。更なる充実・発展を期待したい。
- (4) 絵本でふれあう子育て支援事業については、中央図書館の事業として3～4ヶ月健診の際の読み聞かせ、絵本配布は新宿の地域特性を考えると非常に重要な事業であ

る。この事業について各学校・園が理解しているかどうかを把握し事業の意味の周知と協力を求めることが必要である。

(5) 主要事業全体について

この事業が大きな目玉というのではなく、今日の新宿の教育にとって教育ビジョンの作成とともに極めて重要な事業が着実に進められており高く評価できるものである。

これらの事業について学校・PTA・区民にひろく理解を得られるようなPRがほしいというのが私の感想である。

学校(園) PTA 地域 区民 への周知を是非進めていただきたいと考える。

東京大学准教授 勝野 正章

【点検及び評価全体について】

教育委員会の点検・評価は、制度が始まって間もないこともあり、自治体ごとに異なるやり方で行われているようである。地方分権の趣旨からいっても、それぞれの自治体で有意義な方法と内容を考え、実践していけばよいのではないだろうか。ただ、私としては、あくまでもこの総合的な点検・評価は、教育委員会の自己評価が中心であり、外部からの評価は自己評価が適切に行われているかどうかを確認することに主要な意味があるものとする。外部評価者も本格的に加わり、さらに事業内容に踏み込んだ評価をするのであれば、個別事業を対象にすべきであろう。

【主要事業について】

基本方針 1 及び 2

(1) 子どもたちの健やかな成長、全面的な発達を保障するために、新宿区では区費による講師や授業改善推進員、連携教育推進員の配置を行うなどの財政的措置を講じ、諸事業を積極的に実施している。

(2) ただし、下記(3)(4)とも関連するが、事業の数が多く、やや網羅的な印象を受ける。学校現場がついていっているかが心配である。あれもこれもではなく、新宿区の基本的な教育方針のもとで最も必要な事業を精選して実施することも必要ではないか。

(3) 最も肝心なことは、諸事業が実際に子どもたちの学習や成長をどのように支えているかである。新宿区では「確かな学力に関する意識調査」を毎年実施して、この点の把握に努めており、貴重なデータが蓄積されている。ただ、「調査」が詳細で大部なものであるため、その結果を事業の評価や教育活動の改善にさらに活かし

ていく余地はあると思われる。

- (4) 学校の教職員が教育活動に自主的・積極的に取り組んでいるか、ということも重要である。全国的には「改革疲れ」という言葉も聞かれる。新宿区では平成 19 年度に実施した、多忙化に関するアンケートの結果を踏まえて、調査の精選、研修報告書の提出方法の工夫を行っていることが評価できる。

基本方針 3

- (1) 幼保一元化や学校適正配置などの施策を保護者、地域住民との情報共有、合意形成を大切にしながら、丁寧に進めている。
- (2) 国の地域運営学校（コミュニティ・スクール）とは一線を画した地域協働学校のあり方を地域の特性を生かしながら創造しようとしており、今後の展開に大いに注目したい。
- (3) 安心・安全な学習環境整備は子どもたち、保護者が強く望むことであり、その要望に応じて特別教室の空調化や中長期修繕計画の策定・実施などの施策が順調に実施されている。
- (4) 太陽光発電や緑化など、環境に配慮した学校施設は環境学習の教材としても有意義に活用されるだろう。子どもたちの学習活動にとっての意味や効果という観点から、より積極的に学習環境をデザインするということをさらに推進してもらいたい。

基本方針 4

- (1) スクール・コーディネータの配置やスクール・スタッフの派遣などの施策を通じて、地域の特徴を生かしながら、開かれた学校づくりの取り組みを積極的に進めている。
- (2) 3～4 か月健診時の読み聞かせと絵本の配布や、読書環境整備諸方策の実施によって、本を通しての親子ふれあいの支援や読書に親しむ子どもの育成に今後大きな成果を期待できる。また、子どもだけでなく、障がいを持つ人を含んだ、おとな対象の図書館サービスの充実を目指している点も評価できる。
- (3) 開かれた学校づくりが、PTAの枠に収まらない、いろいろな主体の参加を持って行われるようになってきている現在、改めてPTAの役割をどのように考えていくのが重要である。この点、現在、社会教育委員会議で、一部の者の過重負担にならないよう、地域を巻き込んだPTA活動のあり方が議論されていることに期待したい。

平成 21 年度 新宿区教育委員会の権限に
属する事務の管理及び執行の状況の点検
及び評価（平成 20 年度分）報告書

印刷物登録番号

2009-11-5501

平成 21 年 9 月発行

編集・発行：新宿区教育委員会

新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号

電話 03 (3209) 1111